

協会の社内研修の充実に向けた対応について**意見集約版（未定稿）**

平成 25 年 1 月 30 日

協会の社内研修の充実に向けた対応を図るため、次の課題について検討する。

【課題】

- (イ) 経営者の倫理意識の醸成等に向けた社内研修プログラムの導入について検討する。
- (ロ) 現場における利益第一主義、グレイ業務の推進等及び誤解や企業倫理にもとる行動を抑止する観点から、更なるコンプライアンスの徹底を図るため、次の事項について検討する。
 - (i) 社内研修の受講対象者を役員も含めた全役職員とすること。
 - (ii) 協会規則に定める社内研修に、倫理の醸成及びコンプライアンスの徹底を必須プログラムとすること。
 - (iii) 社内研修の成果として、職責に応じ外務員資格試験又は内部管理責任者試験を受験するなど具体的な効果を測定する措置を講じること。
 - (iv) 行政処分を受けた会社は、社内研修を含めた自主的な再発防止策の取組みを公表（各社 HP 上など）すること。

⇒事務局（案）

社内研修は、協会の経営陣が主導性を持って取り組むことを本旨とし、本WGにおいて、以下の(a)、(b)、またはその他の方法を検討してはどうかと考える。

(a) 自主規制ルールにおける義務化等

社内研修に係る自主規制ルールを検討するとともに、各協会の社内研修を補完するものとして「社内研修の考え方」（仮称）といったものを取りまとめ、協会員通知等で周知・要請することを検討する。

(b) 協会員への周知・要請文書の作成

自主規制ルールを検討するのではなく、「社内研修の考え方」（仮称）といったものを取りまとめ、協会員通知等で周知・要請することを検討する。

ご意見等	備考
○ 「(b)」の「自主規制ルールを検討するのではなく、「社内研修の考え方」（仮称）といったものを取りまとめ、協会員通知等で周知・要請することを検討する。」方向での対応とすべき。 本件については、協会員の業務・業態が様々であるため、自主規制規則による規定、ガイドライン化、社内規程の整備ともに慎重な意見が多かったと認識している。そのような中、「社内研修の考え方」（仮称）を各協会の社内研修の補完的位置づけで取りまとめるというこ	

ご意見等	備考
とであるので、協会員通知等で周知・要請する場合は、協会員が自社の社内研修の実態を踏まえ、適宜整備することができるように配慮するべきである。	
○ 「社内研修の考え方」のようなものを取りまとめるのは良いが、協会の業務・業態が様々であるため、規程等での一律義務化は疑問であり、自社の社内研修の実態を踏まえ、「社内研修の考え方」を踏まえて適宜対応するのが妥当と考える。 特に【課題】（ロ）（i）「役員を含めた全役職員とする」には、役員向けの貴協会の研修もあり必要か、庶務員に対しても必要か、（iii）「外務員試験又は内部管理責任者試験を受験」には、担当業務に対し過大な要求ではないか、などの疑問がある。	
○ 「社内研修の考え方」を策定することに異論はないが、協会員各社の業務多様性を勘案すると全社に一律義務化するのは得策ではなく、あくまで「補完」という位置付けとし、社内研修自体は各社が業務実態に合わせて柔軟に対応できる体制を保持すべきと考える。 また、【課題】（ロ）については、（i）特別会員各社では登録金融機関業務に従事していない職員が多数いるのが実情。協会でカバーすべきなのはあくまで登録金融機関業務に係る社内研修であり、全役職員を対象とするのはカバー範囲を拡充しすぎである、（ii）（i）で申し上げた通り、研修対象範囲の拡充にはそもそも反対であり、本項の試験受験等についても義務化すべきでなく、各社裁量に委ねるべきと考える。	
○ すでに「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」第6条で「役職員に対する教育及び研修の実施」について社内体制の整備が求められていることから（b）案での周知・要請が望ましいのではないかと存じます。	
○ （b）を支持します。（義務化する性質のものではなく、協会は会員の各々の規模に応じた社内研修を「支援」すれば足りると思います。自主規制ルールは現行どおりとし、「努める」に留めてはいかがでしょうか。）	
○ 自主規制ルールによる義務化よりも、（b）の方向で、社内研修のあり方の基本として、ガイドライン的な要請がよいのではないかと考えます。 協会委員通知等による周知のほうが受け入れられやすいのではないのでしょうか。	

（注） 「社内研修考え方」（仮称）とは、例えば、社内研修のプログラムの一つとして、倫理の醸成（各社が定めた倫理コードの周知等）及びコンプライアンスの徹底を必須のテーマとすること並びに上記課題（ロ）の趣旨を掲げたもの。

協会は、平成 25 年度研修基本計画「3. 協会の社内研修に対する支援策」に掲げる教材の提供について、次のとおり、検討したかどうか。

⇒事務局（案）

1. 制作コンセプトは、次のとおりとしたいが、どうか。

- ① 社内研修用の参考ツールとして制作し、提供すること。
- ② 利用は協会の任意とすること。

2. 制作テーマは、次のとおりとしたいが、どうか。

- ①全社員が受講できる職業倫理等に関するテーマと、②リテール営業を中心とした倫理・コンプライアンスに関するテーマの複数を制作する。

3. 制作するものは、次のとおりとしたいが、どうか。

- ① 各DVD（1～2時間程度）
- ② 受講者用配付資料（レジュメ）
- ③ 研修担当者用手引き

4. 制作方法はライブ録画としたいが、どうか。

5. 留意事項

- ① 各社の倫理コード等と併せて利用できるよう工夫すること。
- ② 内容、使用方法、次のテーマ設定等に関する研修担当者等へのアンケートを行うこと。
- ③ 撮影時、事前に受講者知らせ、個人情報等に配慮すること。

ご意見等	備考
○ 当面の対応としては事務局案に異論はありません。以前に協会で作成された「証券営業ガイドライン Q&A（オレンジブック）」のような事例を活用した冊子が適正な営業活動を行ううえで大変役にたつと記憶しています。具体的に「どこで何をどのようにしなければならないのか」との実務対応や「なぜしなければならないのか」という趣旨目的など解説するような研修教材が作成されればと存じます。	⇒頂いたご意見は、製作する際に反映したいと思います。
○ 事務局案を支持します。 なお、倫理観に係るDVD制作に関しては、精神論、抽象的なもの、あるいは講師の一方的な事例に対する説示等にならないようにする必要を感じます。倫理観でキーとなるのは問題意識ですので、会員役職員自らが倫理観を問われるのはどのような事例か考えさせる内容にするのが効果的だと思います	⇒頂いたご意見は、製作する際に反映したいと思います。
○ 実際の研修に参加できない会員への配慮や、制作サイドの負担等に鑑みても、ご提案のようにライブ録画での制作を中心とするのがよいと思います。 研修内容をより理解するためにも、復習となる確認テストのような教	⇒頂いたご意見は、製作する際に反映したいと思います。

ご意見等	備考
材が、受講者配布用にセットされてもよいかもしれません。	
○ 「1. 制作コンセプト」については、貴協会が制作することに拘らず、人材育成会社等作成の研修ソフトのうち秀逸なもの入手し、協会に貸し出すライブラリーを設置して欲しい。(利用可能ソフトは、常時 SI-Net で確認可能とする。)	⇒費用対効果も勘案しつつ、対応できるか検討したいと思います。
○ 「3. 制作する DVD」については、1 テーマ 30～40 分程度のものが多数ある方が使い勝手がよいのではないかと。テーマにより 1～2 時間と長いものがあったとしてもよいと思うが、受講者の集中力維持が困難となる場合も想定される。	⇒頂いたご意見は、製作する際に反映したいと思います。
○ 日証協が行う協会の社内研修の支援策については、以下につき検討をお願いしたい。 ・ 協会の業務・業態が様々であることから、作成される DVD や手引き等の教材は、協会の業務内容を大きくいくつかに分けて、その区分毎 (例えば、リテール・ホールセールスの別等) に実施すべき研修項目・内容等を明示していただきたい (せっかく手引書を作成していただいても業務内容にマッチしていないと活用できないため)。 ・ 日証協ではケース・スタディやグループ・ディスカッションを取り入れるとありますが、弊社でもコンプラ研修で当社業務にマッチしたケース・スタディを設定するのに苦労している。よって、社内研修においてもそれらを導入することを念頭に、(出来れば業務内容区分毎に) 事例などを教材に盛り込んでいただきたい。	⇒業務業態別等の制作する DVD の充実は、段階を踏んで対応できるか検討したいと思います。
○ 研修基本計画「3(3)各協会の研修担当者が社内研修に利用できる資料を提供する」について、DVD とは別に、例えば「利益相反行為を社内研修でケース・スタディとして盛り込みたいので、最近の事例・留意点等に関する資料を提供して欲しい」といった協会希望に対応して頂けるように検討して欲しい(このような要望に個別対応して頂けることは、各社研修担当者にとって大変有用なこと)。このような制度について、利用の案内・手引き類を作成し、通知して欲しい。	⇒日証協 (研) 24 第 155 号 平成 25 年 1 月 22 日 「平成 25 年度における協会に対する研修基本計画」に係る留意事項に記載のとおり、四半期ごとに今後の研修テーマ等の参考とするため、アンケートを実施し、対応を検討したいと思います。

以 上

平成 25 年〇月〇日

役職員に対する研修の考え方（案）
（未定稿）

日本証券業協会

協会員は、金融商品取引業に携わる全ての役職員に対して、倫理の醸成及びコンプライアンスの周知・徹底を図り、各協会員が定める倫理コードの実効性を確保するために、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うよう努めるものとする。

職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うにあたっては、各協会員の規模・業務・業態に照らして必要な頻度・内容によって実施することを基本とし、その方法としては以下の対応例が考えられる。

- ① 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第 19 条に定める「外務員の資質の向上のための社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。また、必要に応じて、同研修を同条が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ② 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第 8 条第 3 項に定める「内部管理統括補助責任者研修に準じた社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。また、必要に応じて、同研修を同項が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ③ 協会が開催する職業倫理・コンプライアンスに関する研修を受講させる。
- ④ 協会が提供する職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等または市販の職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等を用いて、各協会員の研修担当者等が研修を実施する。
- ⑤ 各協会員の研修担当者等が講師となって、または協会職員を含む外部講師に依頼して、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を実施する。

以 上



研修編成ワーキング・グループ

(資格更新研修のコンテンツについて)

2013/1/30

日本証券業協会 資格管理部

検討すべき課題

外務員資格更新研修(資格更新研修)のコンテンツについて検討

- | | | |
|-----|---|--|
| 1-1 | 投資者の意識や規制環境の変化に即応した内容とする。
(時事的な問題への素早い対応及び顧客ニーズへの適切な把握・
提案のための商品知識の確立) | H24.7「平成24年度当
面の主要課題」 |
| 1-2 | 協会員から、倫理観・責任感を向上させるために資格更新研
修を活用すべきとの意見 | H24.9「信頼性向上の
ための具体的な方策
を検討するに際しての
会員向けアンケート」 |
| 1-3 | (イ) インサイダー取引防止及び法人関係情報管理に関する内容
を適宜盛り込む。⇒2012年度中配信予定(対応済み)
(ロ) 継続して知識を更新するという研修の性質を踏まえ、従来の
幅広い知識を盛り込むことに加え、トピックス的な内容(法人関
係情報の管理やインサイダー取引など)を適宜盛り込む方式に
する。 | H24.10.16「インサイ
ダー取引防止及び法
人関係情報管理の徹
底に向けた対応方針
について」 |
| 1-4 | 1-1～1-3に合わせ、コンテンツの構成(章立て)・量を見
直す。 | |

1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

① 現行

章タイトル	概要
1章 金融商品取引法の概要	規制対象商品・業務、行為規制、その他の制度、最近の改正内容
2章 外務員	外務員の役割、倫理意識・プロ意識の向上、外務員登録・資格、処分
3章 投資勧誘と口座開設	投資勧誘の基本原則、説明義務、広告等に関する規制、口座開設、その他の規制(消費者契約法、暴力団対策法、犯収法等)
4章 取引における留意事項	募集・売出しによる取引、プロ投資家とアマ投資家、株式・債券・投信・デリバティブ取引、預金・保険契約との誤認防止、ケーススタディ(適合性の原則、代理人取引)
5章 禁止行為	法令に基づく禁止行為、協会規則に基づく禁止行為

1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

②各課題への対応方針

検討課題	検討の基本方針	対応方針
1-1 「当面の主要課題」への対応	・事例も含め、時事的な問題への素早い対応 ・顧客ニーズへの適切な把握・提案のための商品知識の確立	・直近で話題となっている内容について、ケーススタディにて対応する。 ・顧客ニーズの正確な把握の必要性を入れるとともに、主な商品について、商品の概要(損益発生仕組み、リスク等)の解説を追加する。
1-2 「信頼性向上に関するアンケート」への対応	・倫理意識の向上に関する内容を強化する	・平成24年1月の更新研修統合時における改訂において、倫理・プロ意識の向上に関するコンテンツ追加について対応はしているが、さらなる内容の見直し・拡充を検討する。
1-3 「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」	・トピックス的な内容(法人関係情報の管理やインサイダー取引など)を適宜盛り込む方式にする。	・直近で話題となっている内容について、トピックス、ケーススタディにて対応する。
1-4 その他	・上記コンテンツの改訂対応により、現在のコンテンツの章立てを見直すとともに、受講時間とのバランスから、コンテンツ量を調整する必要がある。	・1章を見直すとともに、3章、4章及び5章のコンテンツ内容について、必要に応じ整理する。

1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

③改訂案(1章・2章)

章タイトル	改訂の概要	備考	改訂後の内容
1章 最近の法令・規則改正の概要	・金商法だけでなく、関係法令及び協会規則も含めた改正概要とする。 ・投資勧誘等に係る重要な改正については、重要なポイントに焦点を当て、解説 ・金商法の概要については、既に法施行から十分な期間が経っているため、削除	課題1－1、1－4に対応	最近5年の主な金商法、協会規則その他関係法令の改正概要
2章 外務員	・<u>倫理意識は既に対応済みであるが、更なる充実を検討</u> ⇒ 質問1 ・<u>顧客ニーズの的確な把握の必要性について追加を検討</u> ⇒ 質問2	課題1－1、1－2に対応	外務員の役割、倫理意識・プロ意識の向上、外務員登録・資格・処分

1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

③改訂案(3章)

章タイトル	改訂の概要	備考	改訂後の内容
3章投資勧誘、主な商品(商品性・リスク)	・現行の4章(「取引における留意事項」と統合 ・全体の分量から、投資勧誘の基本原則、説明義務、口座開設の一部については削除	課題1-1、1-4に対応	投資勧誘の基本原則、説明義務、口座開設、広告等に関する規制、本人確認、反社対応、主な商品の概要(リスク、対象顧客層等)
3章と統合(旧4章取引における留意事項)	・<u>「当面の主要課題」への対応として、顧客ニーズに的確に対応するための商品知識の確立に向け、主な(話題となっている)商品について、その商品性やリスク等についての内容を追加</u> ⇒ 質問3 ・現行の3章(「投資勧誘と口座開設」と統合 ・全体の分量から、募集・売出しによる取引、プロ投資家とアマ投資家、預金・保険契約との誤認防止については削除		

1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

③改訂案(4章・5章)

章タイトル	改訂の概要	備考	改訂後の内容
4章禁止行為 (旧5章)	・「インサイダー取引防止等」に向けた対応として、コンテンツに法人関係情報の管理に関する内容を追加(24年度中配信予定) ・全体の分量から、コンテンツの内容について見直しを行い、整理する。	課題1-3、 1-4に対応	法令に基づく禁止行為、協会規則に基づく禁止行為
(新設) 5章トピックス(事例紹介)	・事例も含めた時事的な問題への素早い対応として、話題となった事例や主な処分事例、あっせん事例についてケーススタディによる解説を追加	課題1-1、 1-3に対応	ケーススタディ、トピックス

1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

○ ワーキング・メンバーから特に御意見をお聞きしたい点
(別添回答フォームにて御意見等をお寄せください)

質問1 「倫理意識の向上について更なる充実を検討」(資格更新研修コンテンツ第2章)に関し、現状のコンテンツの他にどのような内容を盛り込むべきかお聞かせください。

質問2 「顧客ニーズの的確な把握の必要性について追加」(資格更新研修コンテンツ第2章)に関し、具体的にどのような内容を盛り込むべきかお聞かせください。

質問3 「主な(話題となっている)商品について、その商品性やリスク等についての内容」(資格更新研修コンテンツ第3章)に関し、具体的にどのような商品についてどのような解説を盛り込むべきかお聞かせください。

今後のスケジュール

項番	時期	会議体等	内容
1	1月10日	研修編成WG (E-mail)	課題を踏まえた資格更新研修コンテンツ(目次・テーマ)の事務局案を展開、意見募集 (〆切2月1日)
2	1月30日	研修編成WG(開催)	項番1の資料説明
3	2月8日頃	研修編成WG (E-mail)	項番1の意見募集を踏まえた修正案について事前展開
4	2月13日 (予)	研修編成WG(開催)	項番3を踏まえた修正案について検討
5	2月27日 or 28日(予)	研修編成WG(開催)	項番4の意見を踏まえた修正案展開 検討終了
6	3月(予)	外務員等資格試験委員会 自主規制企画分科会	項番5の最終版を報告
7	試験委員会 終了後	資格管理部	資格更新研修コンテンツの修正に着手
8	H25.秋	資格管理部	資格更新研修コンテンツ修正完了、配信開始

平成 25 年 1 月 10 日

研修編成ワーキング・グループ
メンバー 各位

日 本 証 券 業 協 会
資格管理部長 内田 直樹

外務員資格更新研修コンテンツの検討のお願い

本ワーキングにおいては、今後、外務員資格更新研修のコンテンツを検討することとしております。

つきましては、業務御多用の折、大変恐縮に存じますが、資料「研修編成ワーキング・グループ（資格更新研修のコンテンツについて）」を御参照のうえ、2月1日（金）までに
ご意見等をお寄せくださるようお願いいたします（別途、現行コンテンツ等検討の参考資料を郵送いたします。）。

回答に当たっては、「2. 回答フォーム」に御記入の上、別に御送付いただける参考資料があれば、当該資料と併せ、研修部宛て（E-mail：kensyuu@wan.jsda.or.jp）御送信ください。

なお、本件については、第4回研修編成ワーキング（平成25年1月30日（水）開催）にて、資料説明等する予定です。

1. 御質問

質問1:「倫理意識の向上について更なる充実を検討」(資格更新研修コンテンツ第2章)に関し、現状のコンテンツの他にどのような内容を盛り込むべきかお聞かせください。

【背景】

- ・「信頼性向上に関するアンケート」意見抜粋 参照
- ・平成24年1月、倫理意識・プロ意識の向上について拡充済み
- ・現行コンテンツ第2章「外務員」参照

【回答要領】

- ① 「倫理意識の向上」として、追加したほうが良い内容
⇒回答フォーム「回答1①」に御回答願います。
- ② 当該内容として、コンテ、シナリオ又は社内研修用資料等参考となるもの
⇒回答フォーム「回答1②」に御回答願います。
(資料を添付いただいても結構です。添付いただいた資料等は事務局限りとし
ます(以下同じ。))

質問２：「顧客ニーズの的確な把握の必要性について追加」（資格更新研修コンテンツ第２章）に関し、具体的にどのような内容を盛り込むべきかお聞かせください。

【背景】

- ・「投資者の意識や規制環境の変化に即応した資格試験、資格更新研修等の見直し（当面の主要課題）」への対応
- ・「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と課題）」（金融審議会 我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ）第３章２(1)イ参照

【回答要領】

- ① 「顧客ニーズの的確な把握」として、追加したほうが良い内容
⇒回答フォーム「回答２①」に御回答願います。
- ② 当該内容として、コンテ、シナリオ又は社内研修用資料等参考となるもの
⇒回答フォーム「回答２②」に御回答願います。

質問３：「主な（話題となっている）商品について、その商品性やリスク等についての内容」（資格更新研修コンテンツ第３章）に関し、具体的にどのような商品についてどのような解説を盛り込むべきかお聞かせください。

【背景】

- ・「顧客ニーズの的確な把握」（質問２）により把握したニーズに適合した商品を提供するためには、商品性・仕組み・リスク等個々の商品知識の正確な理解が必要
- ・全外務員を対象とする資格更新研修においては、「主な（話題となっている）商品の商品性や仕組み、リスク等についての内容」を盛り込むことを検討

【回答要領】

- ① 盛り込むべき商品
⇒回答フォーム「回答３①」に御回答願います。
- ② 当該商品に係る内容として、コンテ、シナリオ又は社内研修用資料等参考となるもの
⇒回答フォーム「回答３②」に御回答願います。
（御回答に当たり、記載例を入れておりますので御参考にしてください（記入の際は上書きしてください）。）

以 上

2. 回答フォーム

氏 名	
-----	--

回答 1 ①	回答 1 ②

回答 2 ①	回答 2 ②

回答 3 ①	回答 3 ②
例：毎月分配型投信	例：商品の仕組み（運用益を毎月受け取ることが可能） 利益・損失の原因（利益又は損失が発生する場合） 商品リスク（安定的な分配のため元本の取り崩しもあり得る。再投資機会の損失等） 顧客ニーズとの適合（こういった資金性格・意向の顧客に適しているか）

○お問い合わせ先：アンケートに関する内容 資格管理部 北原、毛利（03-3667-8461）
返信に関する内容 研修部 鵜飼（03-3667-8552）

平成25年1月30日

事務局では、資格更新研修の制度について、以下の問題意識がある。

このうち、課題2～4については、本ワーキングではなく他の会議体等で検討することとなるが、その際の事務局案作成の参考とするため、実務者の立場から、本ワーキング・メンバーの率直な御意見を伺いたいので、ご協力くださるようお願いしたい。

1. 資格更新研修のコンテンツについて(本ワーキング検討課題:資料2-1)
2. 資格更新研修の方式が適切か
3. 受講義務期間が適切か
4. 代替研修制度が適切か

本件(課題2～4)は、本ワーキングの検討テーマではなく、また、資格更新研修制度に予断を生ずるおそれがあるため、以下についてご了承くださるようお願いいたします。

- ・本件に関する資料・議事は非公開とする。
- ・社内での検討に当たっては、必要最低限の範囲としていただく。

2. 資格更新研修の方式が適切か(参考)

- 資格更新研修は、現在、「外務員に必要最低限な知識の再確認」の位置付けのもと、以下の方式で実施しているが、「研修コンテンツ・理解度確認テストが平易すぎる」・「修了率が高すぎる」・「資格更新の要件として再試験を実施すべき」・「資格更新研修を廃止し更新試験制度とすべき」など、その位置付け・方式に疑義があるとの意見が寄せられている。
- ついては、この位置付け・方式を見直すべきか、御意見を伺いたい。

	内容
実施方式	試験会場のPCに配信されるスライド・音声により、受講
受講時間	2時間
理解度確認テスト	各章ごとに実施。 計47問(うち70%以上の得点で修了)
修了率(修了者／受講者)	99. 9%

3. 受講義務期間が適切か(参考)

- 資格更新研修は、現行、以下のとおり原則として外務員登録後5年ごとに実施しているが、5年の間に規制や問題となる事例の傾向が変化するため、その受講義務期間の適切性に疑義があるとの意見が寄せられている。
ついては、この期間を見直すべきか、御意見を伺いたい。

なお、当然のことながら、協会員は日常的に自社のリスク認識に適合した社内教育・研修を実施していることが前提である。

	内容
受講義務期間	①外務員の登録を受けた日を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内 ②新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内

4. 代替研修制度が適切か(参考)

- 資格更新研修は、これまで述べた形式・内容を原則としているが、代表者等一定の者にあつては、以下の研修を資格更新研修の代替研修としている。
 - ・代表者セミナー
 - ・役員研修
 - ・内部管理統括責任者研修
- このうち、特に「代表者セミナー」については、代表者多数を対象とする集合研修ということもあり、代替研修としての厳格な管理が困難な状況(出席受付時の本人確認なし、途中参加・途中離席時チェックなし等)にあり、他の代替研修と比較すると、運営面で適切な受講管理が困難である。
ついては、資格更新研修の代替研修は、「役員研修」・「内部管理統括責任者研修」のみとし、「代表者セミナー」を代替研修から除外することについて、御意見を伺いたい。